

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	572	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省(観光庁)				

求める措置の具体的内容

「複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォーム等を設置」など、現在の観光圏整備実施計画の認定基準を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条に基づく、国による総合的支援の前提となる観光圏整備実施計画の認定には、複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォームの設置等が要件とされるなど、要件を満たすための地域の負担が重く、広域連携の促進に向けた制度の活用が図られていない状況になっていることから、観光圏整備実施計画の認定基準の緩和が必要である。

観光圏の認定を受け、整備を進めたくても、左記根拠法令等の欄に記載の基本方針をクリアすることが難しいため認定を諦めるケースもあり、実際、平成24年の基本方針改正後、本県内では、制度に認定された事例が皆無。

地域のやる気をそぐ高い要件を緩和すれば観光圏を目指す地域の増加が期待される。

観光圏内の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連携を強化するため、観光地域づくりマネージャーで構成する観光地域づくりプラットフォーム等を設置し、同組織が、事業実施の基本的な方針の策定、地域におけるワンストップ窓口の構築及び事業のマネジメントを行うことが観光圏認定の際の要件になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易でない点が支障になっている。

プラットフォームの設置要件を緩和する代替としては、プラットフォームの基準を満たさなくても、市町村の職員等が事務局となっている協議会等の連携組織であれば、整備事業の進行管理・関係者の調整など、観光圏整備事業の実現に向けた役割を果たすことは可能だと考える。

根拠法令等

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針 二-1-(5)

観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させていくためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づくり全体の視野から実際に活動を推進することができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする運用をしている。

なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他は自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

観光圏の活動を中長期的に機能させていくための多様な企画・調整等は、民間人材でなければ行えないということではなく、むしろ、地方自治体の観光セクションや地域の商工団体、観光協会等の人材で行う方が地域に即した実施が可能であり、要件を緩和すべきである。

観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させていくためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づくり全体の視野から実際に活動を推進することができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする運用をしている。

なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他は自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。

また、地域の商工団体、観光協会等が法人格の取得、区分経理、民間人材を含めた観光地域づくりマネージャーの確保等の要件を満たしていれば、これらの団体を観光地域づくりプラットフォームとすることが可能であり、地域の商工団体、観光協会等の人材を活用した地域の実態に即した運用が行われることは望ましいものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	457-1	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省(観光庁)				

求める措置の具体的内容

- ・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲
- ・観光地域づくり相談窓口の移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】

国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録と其の後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。

(参考)

神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当課でわかる範囲の約5年ごとの推移)

H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件

なお、新規登録数の詳細は不明。

国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5～10件程度(H25は国から依頼なし)

【観光地域づくり相談窓口の移譲】

観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。

根拠法令等

国際観光ホテル整備法第3条及び第18条

【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】

国際観光ホテル整備法については、現在観光庁において制度全体の抜本の見直しを検討しているところである。

かかる状況において、現行制度を前提とする登録事務のあり方について検討することは有意義ではなく、現時点で左記提案事項を認めることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行制度がある以上、登録とその後の報告、検査の実施主体が一致しない場合があるわかりにくい制度であることや、登録を行う者の利便性を向上させることについて検討することが有意義でないとは言えない。こうした課題解決や利便性向上につながる都道府県への権限移譲を、見直し後の制度にも反映するべきである。

H26.7月に行われた「総務省の行政評価結果に基づく勧告」においては、「登録ホテル・旅館について、登録義務者に課される義務を遵守させるための国の取組はほとんど行われておらず、登録制度が機能していない状況が認められる」と指摘されている。

また、本県においてもH24まで検査の依頼を国から受けて実施した実績があり、このことから国においてきめ細かな取組が十分に行われているとは言い難い。

これらを踏まえると、住民に身近な行政である都道府県に移譲することで、より住民にわかりやすい制度となり、また、きめ細やかな指導監督が可能となる等、登録制度の実効性担保の観点からも意義が大きいと考える。

よって、抜本の見直しの過程において議論の上、都道府県への権限移譲を、見直し後の制度に反映すべきである。

全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

いただいたご意見のとおり、今後、本制度の抜本の見直しに関する検討を行う過程において、ご提案のあった登録制度等の都道府県への権限委譲についても議論を行ってまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	457-2	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省(観光庁)				

求める措置の具体的内容

- ・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲
- ・観光地域づくり相談窓口の移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】
国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録とその後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。
(参考)
神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当課でわかる範囲の約5年ごとの推移)
H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件
なお、新規登録数の詳細は不明。
国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5～10件程度(H25は国から依頼なし)

【観光地域づくり相談窓口の移譲】
観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。

根拠法令等

国際観光ホテル整備法第3条及び第18条

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

【観光地域づくり相談窓口の移譲】

観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地域振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体が観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、地方運輸局が行っている相談窓口業務は全て都道府県において実施可能であり、国と県の二重行政とならないよう、利用者の利便性の観点から都道府県に一元化すべきである。ひいては、国の行政改革にも資すると思われる。

全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。
なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地域振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体においても観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。

なお、国の観光地域づくり相談窓口は、全国各地の事例や各省庁の施策などについて全国の見地から情報提供を行っているものであり、国と県の二重行政となるとのご指摘は当たらないものとする。

また、観光地域づくり相談窓口では、相談内容に対して全国各地の事例や国土交通省に留まらず広く各省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介等の情報提供を行っているが、このような情報はこれまでも都道府県との共有に努めてきたところであり、今後も引き続き、都道府県との情報共有を強化するとともに、都道府県が実施する施策との連携を図ってまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	576	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省	国土交通省(観光庁)				

求める措置の具体的内容

過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含むことも可)の着地型旅行事業を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業務取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

旅行業登録のためには、財産的基礎や旅行業取扱管理者の選任が必要であり、人材の確保が容易ではない中山間地域の小規模自治体では旅行業登録が困難。

【制度改正の必要性・支障事例】

中山間地における安定した地域経済の確立には、観光交流人口の獲得が不可欠である。特に中山間地は今、物から心への時代の潮流の中で魅力に溢れているが、都市部の旅行者には営業的に魅力と映らず、旅行商品の造成が可能な旅行者の参入が少ない。このような現状から、自治体が自ら地域の観光資源を活用した「着地型旅行商品」を造成し、実施せざるを得ない場合がある。

市町村が主体となった着地型の募集型企画旅行(農村体験エコツアー等)では、旅行業登録がないことから、旅行者への業務委託や実施形態の是正を指示せざるを得ないケースが例年散見されており、委託のための新たな予算確保などが旅行商品造成を阻害する要因となっている。

一方で、近年は地域での着地型旅行商品造成に向け新たな取り組みや提案(第3種旅行業よりも営業保証金額を引き下げた「地域限定旅行業」の創設(平成25年)や「観光産業政策検討会提言」(平成25年4月))等がされており、着地型旅行商品造成への要請は当時に比し増大していることから、本提案の実現により、着地型旅行商品の更なる普及を通じた中山間地の活性化を図ることが可能となる。

【想定される懸念への対策】

制度改正後、旅行取引の公正の維持や消費者保護の担保が懸念されるが、①要件緩和の対象を行政に限定すること②旅行業務取扱管理者の選任に代えた、相当の研修会の実施により補完されると考える。

根拠法令等

旅行業法第3条、7条、11条の2、12条の2、旅行業法施行規則第3条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

営業保証金供託義務及び旅行業務取扱管理者選任義務は、旅行取引の公正及び消費者保護を図る上で重要であり、これらの規定を過疎地域であること、対象を行政限定することのみを理由に免除・緩和することはできない。

なお、営業保証金供託義務については、旅行業協会に加入することでその5分の1の金額の弁済業務保証金分担金(地域限定旅行業の場合20万円)を納付することで足りる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、過疎地域市町村が地域振興や少子化対策のためのイベントなど(例:農村体験ツアー、婚活ツアー)を企画する際に必要となる交通や宿泊などを独自に手配可能とすることで、地域の諸課題解決の取り組みを支援することを目的としており、市町村が実施主体のため、トラブルが発生した場合などは責任ある対応が可能であり、消費者保護の観点からは問題ないと考えます。

なお、市町村による募集型企画旅行の適切な企画・催行を担保するため、研修会では旅行業取扱管理者試験科目の内容に準じた①法・規則など②旅行業約款・運送約款・宿泊約款③国内旅行実務について解説し、知識・能力の確認のための修了試験を実施することを予定しており、この点からも消費者保護を担保できるものと考えます。

また、他法令(宅地建物取引業法)では取引の公正が確保されることをもって、地方公共団体を適用除外とする例もあり、旅行業法においても取引の公正が確保されたいと考えます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

ご指摘の「観光産業政策検討会提言」に加え、本年5月にとりまとめた「旅行産業の今後と旅行業法制度の見直しに係る方向性について」においても、着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進・販売経路の拡大が提言の一つとしてなされており、その重要性については認識している。現在、本提言を受け、市町村による商品造成・販売を含め、今後の旅行業法制度のあり方について検討を行っているところである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	770	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲				
提案団体	兵庫県、大阪府				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港湾工事を自ら実施でき、直轄工事により生じた港湾施設は港湾管理者に貸し付けるか、管理を委託することとされている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港湾管理者が所有する施設と一体的に行った方が効率的であるからである。

【制度改正の必要性】

その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港湾施設の管理権限自体を港湾管理者へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及び保全ができるようになり、事務手続きが省略できるとともに、県が実施している防災、港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。

【支障事例】

国有港湾施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するときは、予め国(整備局)の承認を得ることが規定されている。港湾利用者の要望により小型防舷材(1基)を設置した際には、事前協議から1ヶ月以上の期間を要しており、さらに着工は承認後となったことから、早期の荷役を希望する利用者の対応が困難となった。管理委託制度を廃止し、県への管理権限の委譲により、協議等に要する期間が短縮され、タイムリーに利用者ニーズに対応できる。

根拠法令等

港湾法第52条、第54条

国が直轄工事により整備した港湾施設は、国の行政財産であり、原則としては国有財産法に基づき国土交通大臣が管理すべきものである。

しかし、港湾法では、港湾の管理は港湾管理者に一元化されていることから、国が直轄工事により整備した港湾施設についても、管理権限に制約はあるものの、港湾管理者が他の港湾施設と一体的・効率的に管理できるよう、国有財産法の特例として、管理委託が可能とされているものであり、制度そのものを廃止することは適当ではない。

また、国有財産法により、原則的に行政財産の処分等はできないこととされているが、国有港湾施設については、港湾法第53条に基づく譲渡を受けることができるため、現行制度で行政財産の管理権限の移譲をすることは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・管理受託者たる港湾管理者は、受託に係る国有港湾施設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって常に管理しているため、原状変更等を行う場合の国の承認の義務付けは不要である。
- ・このような国による過度の義務付けを廃止するために、港湾施設の管理権限そのものを都道府県に移譲すること。
- ・なお、港湾法に規定されている譲渡は有償譲渡であるが、本県は有償譲渡を受けることは想定していない。

全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。
なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

○ 国有港湾施設は、国家的な見地から必要と認められる重要なものとして国が直轄事業で整備した施設であることから、用途変更や原状変更等がなされる際には、当該施設の本来の用途や目的が妨げられないよう、国が責任をもって確認する必要があることから、これらに関する国土交通大臣の承認は不可欠である。

○ なお、ご提案にある小型防舷材の設置など、軽微な変更については、事務手続きの負担を考慮して、部局長の承認を要しないこととしている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	880	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和				
提案団体	広島市				
制度の所管・関係府省	国土交通省、総務省				

求める措置の具体的内容

新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。

その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。

こうしたことから、交通事業者(広島高速交通株:広島市出資比率51%)が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。

(詳細は別紙1を参照。)

根拠法令等

地方財政法第5条

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

地方財政法第5条第5号では、地方公共団体は、地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が設置する公共施設の整備事業に係る助成に要する経費の財源とするため、地方債を起すことができることとしている。

広島高速交通(株)は、広島市が資本金の二分の一以上を出資している法人であるため、同法人が行うインフラ外施設の整備事業への助成に要する経費は、地方財政法第5条第5号の経費に該当することとなる。なお、地方債の発行にあたっての協議等の区分は、一般単独・一般事業の対象となる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体との間で確認している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	881	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和				
提案団体	広島市				
制度の所管・関係府省	国土交通省、総務省				

求める措置の具体的内容

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業同様、連携計画事業(コミュニティ・レール化)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニティ・レール化)として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けており、本市も負担金を拠出している。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティ・レール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。

(詳細は別紙2を参照。)

根拠法令等

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、「法」という。)においては、地域公共交通総合連携計画に定められる事業のうち、既存の制度では十分な対応が図られていないものであって、地域公共交通の活性化及び再生を促進する上で特に重要と考えられる取組みを「地域公共交通特定事業」として、当該事業ごとの実施計画に係る国土交通大臣による認定制度を設け、認定を受けた計画に係る事業に対する法律上の特例措置を講じることにより、当該事業の促進を図ることとしている。

法第12条及び第17条においては、認定を受けた軌道運送高度化実施計画及び道路運送高度化実施計画について、当該計画に定められた地域公共交通特定事業の促進を図る観点から、地方債の特例を認めているところ。

以上から、ご提案の連携計画事業(コミュニティ・レール化)については、地域公共交通特定事業に位置づけることはできないため、地方債の特例を措置することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 41

管理番号	210	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲				
提案団体	磐田市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特例市のみに設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするとともに、開発審査会を設置できることとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、当道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。

【具体的な支障事例】

基準・運用の差異

都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差ができています。

都道府県開発審査会との調整事務

事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。

【制度改正による効果】

企業・人口流出の抑制

地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。

事務処理期間の短縮

市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。

根拠法令等

都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項

本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。

開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。

なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市計画法上、開発許可権限を有する市には開発審査会が設置されているが、事務処理特例制度により開発許可権限を有する市は開発審査会を設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有していることを鑑みると均衡を欠いていると思われる。設置を希望する市には権限を法定移譲し、開発審査会の設置を可能とする道筋は検討できないか。

本提案は、市街化調整区域における住宅整備を限定としない開発許可についてのものであり、市街化区域および住宅整備に特化された立地適正化計画制度の活用は困難である。

全国知事会からの意見

事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案に賛同する。

市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。

なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 開発許可処分の公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置されている一方、事務処理特例制度によって開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないか。

現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付議する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。

具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、

- ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市町村の案件付議との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができること
 - ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること
- 等を明らかにする技術的助言を発出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 41

管理番号	221	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲				
提案団体	中津市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正を求める理由】

今回の法改正を希望する具体的理由として、本市のまちづくりを具現化する視点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えているからである。

【制度改正の必要性】

現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳細を規定している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、事務処理特例条例により開発行為許可権限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)について、当該運用基準とは異なるところの市独自の基準を設定できることまでは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。

以上のことから、事務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。

根拠法令等

都市計画法第29条第1項

現行制度においても、事務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然に、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の協議・同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

御指摘の事務処理特例条例により、当方の目的が達成されることは十分承知しているところであるが、例えば、墓地埋葬法において同条例により墓地経営等の許可権限が既に市に移譲されていたにもかかわらず、一括法により改めて市に当該権限が直接授権された実例もあるところである。当市としては、開発行為の許可権者を特例市の長まで授権している実態を踏まえ、また、本年6月の地方分権改革有識者会議による「個性を活かし自立した地方をつくる」、「新たなステージへ地方分権改革の更なる展開」という提言に際し、都市のグランドデザインに影響する開発行為の許可権限は、手挙げ方式によりやる気のある基礎自治体に対して法律が直接授権すべきものとする。

全国知事会からの意見

都道府県との協議が整った場合には、法律により希望する市町村に移譲できるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。
なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。
- 開発許可処分の公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置されている一方、事務処理特例制度によって開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないか。
現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。
- 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。

現行制度においても、事務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然に、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の協議・同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。

よって、「開発許可基準を独自に条例で定めたい」という本提案については、開発許可基準を希望する市町村へ移譲するための制度改正をすることなく実現することが可能であることから、まずは現行制度を活用することを検討されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 41

管理番号	429	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発行為の許可権限の希望する市への移譲				
提案団体	東広島市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市その他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という))の区域内にあつては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、と改正する。
(上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では開発審査会を設置できないため、県の開発審査会を利用することになる。

しかし、開発審査会の開催にあたっては県との事前協議、県及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催までに4~5か月の期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第34条第12号による許可を受けるケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間の経済活動を円滑に進めていく上での妨げになっている。

【制度改正の効果】

希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日程調整が可能となり、諮問に要する期間を2カ月程度に短縮できることから、開発審査会の開催回数を増やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性化にもつながるものである。

また、諮問案件は地域特有の課題に起因したものなど、ますます複雑なものとなっており、現状の開発審査会においても地域の特性、社会経済の発展状況の変化等の事情を総合的に勘案し、個別具体的に検討されているが、市の実情に精通した審査会委員を選定することにより更なる地域の実情に応じた運用が可能となる。

【過去の検討経緯】

過去において類似の提案がなされてはいるが、本市は県内で最も多くの申請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の新たな担い手となる自主性・自立性の高いまちづくりを目指すため、都市計画法上での開発許可権限の移譲と開発審査会の設置主体の拡大を組み合わせた提案をするものである。

根拠法令等

都市計画法第29条第1項、第78条第1項

本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。

開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。

なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市が求める措置の具体的な内容は、都市計画法第29条第1項に基づく許可権限の付与に関して法改正を求める要望であり、現行法において移譲は困難である旨の回答では本市からの提案に対する直接的な回答となっていない。

過去の議論では、「開発審査会については、開発許可処分を行う地方公共団体の付属機関として、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるよう議決等を行うこととされていることから、開発許可権限を有する地方公共団体に設置するのが適切である。したがって、開発許可権限を有しない市に、一律に開発審査会の設置権限を移譲することは困難である」との回答が示されているが、開発審査会を設置する理由は、法第34条第14号は裁量的な要素が多く、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるように学識経験者から構成される第三者機関の判断を基礎として開発許可権者が許可権限を行使するものであり、審査会として適切な運営が行われるのであれば、市が設置することで支障はないと考える。

なお、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」における立地適正化計画制度は、既存の市街化区域において建築制限を設定するものであり、人口が増加している本市において適用できるものではなく、市街化調整区域における本市の問題解決を図れるものではない。

また、現に開発審査会を設置されている指定都市等と比較して、県の開発審査会に諮問する場合には、開催までに相当の時間を要している実態があり、現行法における対応では解決が困難であることから、再度の検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。

なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

- 「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。
- 開発許可処分の公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置されている一方、事務処理特例制度によって開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないか。
- 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。
- 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付議する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。

具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、

- ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市町村の案件付議との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができること
- ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること

等を明らかにする技術的助言を発出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 42

管理番号	68	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	酒々井町				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。

都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。

本町は、町域が小さい(19.02km²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。

※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)

これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。

【具体的な支障事例】

現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方分権改革の目指すべき方向性は、地方の活力を高め、強い地方を創出することにあるが、そのためには、地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主導の地域再生を実現することで、初めてそれが可能となることは言を俟たない。

しかしながら、「まちづくり」の分野において、当町は、県のマスタープラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉都市計画として隣接する佐倉市と一体として取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意を必要とされていることで、自由度や独自性を発揮することが難しい状況にある。

平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、国・地方を挙げた地方分権の取組みにより、基礎自治体の体制整備は進んできており、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないことから、市同様に町村も一律に協議とすることを要望したい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではない

か。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 42

管理番号	970	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	全国町村会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の現状】

「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。

【制度改正の必要性】

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

- 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。
- 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 43

管理番号	117	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園の保存規定の弾力化				
提案団体	芦別市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える。
「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すこととなっており、策定にあたっては都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会も設けられていることから、「都市計画マスタープラン」で定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的な理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することはできないのが現状である。
については、都市公園法第16条の改正を提案する。

【具体的な支障事例】

①旧炭鉱地区における都市公園の取扱
旧炭鉱地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転集約により近い将来人が住まなくなる状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることに市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地とする対応が必要である。

②長期未着手となっている都市公園の取扱
都市計画決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などもできない状況である。

【制度改正によって生じる懸念に対する方策】
都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧炭鉱地区においては、人が住まなくなった中に公園だけが残るといった状況であり、景観や環境が悪化するといった議論をするレベルではない。
また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が40.25㎡/人と全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、避難場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。

根拠法令等

都市公園法第16条

都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。

都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法運用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、ご提案の内容が②の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、現行法制上可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市公園法第16条及び都市公園法運用指針は、過去の判例などから厳格に判断せざるを得ず、社会経済情勢の変化に対応した弾力的な運用を妨げていると言わざるを得ない。

都市公園法運用指針は技術的助言ではあるものの、そこでの例示が、「少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要」に限られているところであり、土地収用法に係る過去の判例においては、「『特別の必要』があるとは、当該土地等について、それが現に供されている事業にそのまま供され続けることによって得られる公共の利益とその事業とは別の新しい事業の用に供されることによって得られる公共の利益とを比較衡量し、後者が前者を上回ることをいう。」とされていることから、これらの観点を踏まえると、本市の様な他の事業の用に供する予定がない都市公園の廃止は極めて難しいと考えられる。

このため、本市が提案させていただいた、都市公園法第16条第1項に第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える、または、同法同条同項第1号の規定にある「公益上特別の必要がある場合」から「特別の」を削除する、あるいは技術的助言において他の例示を追加する等により、土地収用法に規定する程度に満たない必要性であっても、自治体の判断と責任において都市公園の廃止を行うことが可能であることを明確にすべきと考える。

全国知事会からの意見

都市公園を廃止できる場合の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、「公益上特別の必要がある場合」を明示した上で、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、都市公園法運用指針の見直しを行い、都市の集約化等の地域の実情に応じたまちづくりに伴う都市公園の廃止（長期未着手である都市公園の廃止を含む）は自治体の判断で現行規定でも可能である旨を明確化すべきではないか。
- あわせて、都市計画決定された都市公園については都市計画変更の手続きも必要となることから、都市公園法運用指針の見直しと同時に都市計画運用指針の見直しも行うべきではないか。

都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的手法については、検討して参りたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 43

管理番号	340	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園の保存規定の弾力化				
提案団体	北上市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるよう改正されたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置緑地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地縁団体や地域住民に活用されていないばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防滅災機能を発揮しない等の懸念もある。本市は緩やかながら人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在125箇所・約125ha。このうち、約24%(箇所ベース)が供用後30年以上経過。10年後は約4割が供用後30年を経過する見通し。平成26年7月現在0.1ha以下の狭小公園は約43%(箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都市公園を供用廃止することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することが期待される。

【現行制度で対応困難な理由】

本市においても都市公園の廃止を現行法制度下で行っているが、法第十六条第一号「都市公園の区域内において(中略)都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園法運用指針(H24)によって、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合」とされており、他の公共事業が施行される場合に限定されているため、本市が意図する都市公園の廃止については対応していない。このため、市街地整備などに伴い近隣に同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用させない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。

根拠法令等

都市公園法第16条

都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。

都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法運用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、ご提案の内容が②の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、現行法制上可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市公園法第16条第1号における「公益上特別の必要がある場合」は都市公園法運用指針において「土地収用法に規定する程度の特別の必要」と例示されており、非常に厳格なものとなっていることから、廃止にあたり公園管理者の説明責任は相当に重いものとなっており、本市としては判断を躊躇せざるを得ない。また、第16条第1号の規定及び技術的指針の厳格な記述はいずれも、市が廃止にあたりまずもって合意を得るべき市民・議会にとっては都市公園の廃止が困難であるとの印象を抱かせるもので、合意形成の障壁となる。このことが、狭小な都市公園、老朽化・機能劣化した都市公園を廃止したり、集約化できない大きな理由となっている。しかし、こうした地域の課題解決のための廃止は、地方議会や自治体の政策的な判断に委ねるべきという考えにより本提案を提出したものであるため、提案の主旨を理解して頂き、条例委任条項の設置等所要の法改正の実施を期待するものである。

全国知事会からの意見

都市公園を廃止できる場合の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、「公益上特別の必要がある場合」を明示した上で、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、都市公園法運用指針の見直しを行い、都市の集約化等の地域の実情に応じたまちづくりに伴う都市公園の廃止（長期未着手である都市公園の廃止を含む）は自治体の判断で現行規定でも可能である旨を明確化すべきではないか。
- あわせて、都市計画決定された都市公園については都市計画変更の手続きも必要となることから、都市公園法運用指針の見直しと同時に都市計画運用指針の見直しも行うべきではないか。

都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的手法については、検討して参りたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 58

管理番号	861-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。
公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。

都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。

敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけではなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。

根拠法令等

公営住宅法第2条・第36条
公営住宅法施行令第10条

公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するだけでなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。

公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替えを実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保証するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。

なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。

また、効率的な建替を実施するために市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されるとのことであるが、今後の人口減少を踏まえると、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなっており、コンパクトシティを目指すべきと考えることから、これらを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であっても集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替えを円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のうち、現地要件については、仮に非現地建替を認めた場合、明渡請求という入居者の権利を強く制約するものを伴うことから、事業主体の判断により行われる公営住宅の建替のために、責めに帰せられるべき事由のない居住者が非自発的に移転を求められる結果となり、居住者の権利を著しく侵害することとなる。これを踏まえれば、如何なる条件を付けたとしても、現地要件を撤廃することは不適當である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	861-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。
公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。

都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。

敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけではなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。

根拠法令等

公営住宅法第2条・第36条
公営住宅法施行令第10条

公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するだけでなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。

公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替えを実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保証するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。

なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。

また、効率的な建替を実施するために市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されることとされているが、今後の人口減少を踏まえると、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなっており、コンパクトシティを目指すべきと考えることから、これらを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であっても集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替えを円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

市街地要件で定める「市街地の区域内」や「市街化が予想される区域内」とは、公営住宅法上具体的な定義があるわけではなく、また都市計画法、都市再生特別措置法等他法令から特に引用されている概念でもないが、少なくとも「市街地の区域内」という文言により、ご指摘のような「都市計画区域外等の郊外」にある公営住宅を一律に排除する趣旨ではない。

なお、個別の建替事業について、当該事業区域が市街地要件を満たすものか、自治体において判断に迷う場合は、各地方整備局へご相談いただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	861-3	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。
公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。

都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未滿の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。

敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけではなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。

根拠法令等

公営住宅法第2条・第36条
公営住宅法施行令第10条

公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するだけでなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡し請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。

公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替えを実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保証するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。

なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。

また、効率的な建替を実施するために市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されることとあるが、今後の人口減少を踏まえると、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿命化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなっており、コンパクトシティを目指すべきと考えることから、これらを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であっても集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替えを円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のうち、戸数要件については、公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保証するために設けられた要件であるが、当該除却されるべき公営住宅の土地の区域において道路、公園その他の都市施設に関する都市計画が定められている場合等「特別の事情がある場合」においては、現行法においても、「当該除却すべき公営住宅のうち次条第一項の承認(公営住宅建替事業に関する計画の国土交通大臣承認)の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数を超えれば足りる。」としているところ。

現在、地域の状況によっては公営住宅に対するニーズが減少していることも考えられることから、そのような場合において居住者の再入居を保障することを前提に、「除却前の入居者数以上」となるように公営住宅を建て替える場合には、公営住宅法第36条第3号の「特別の事情がある場合」に該当するものとして取り扱うことが可能である。

なお、個別の建替事業について、当該地域において公営住宅に対するニーズが減少している等の「特別の事情がある場合」に該当するものか、自治体において判断に迷う場合は、各地方整備局へご相談いただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	57	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	総務省、農林水産省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】
過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。

【支障事例】
自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。

【制度改正の必要性】
同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。

【求める措置内容】
については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。
なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。

根拠法令等

過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項

過疎対策については、過疎地域市町村の自主的な取組が重要であることから、対策の主体の基本は市町村とし(法第2条)、これに都道府県が協力し(法第7条第2項)、国が特例措置により支援する(法第4条)ことにより推進されることとされている。過疎対策事業を定める方針(都道府県策定)、市町村計画、都道府県計画の策定に際しても、過疎市町村や関係都道府県の自主性、主体性を最大限尊重する趣旨から、国の関与は必要最低限にとどめられている。

過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は国による必要最低限の唯一の事前の関与として定められているものであり、廃止することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国との協議において、前回の協議では極めて形式的な意見に留まっており、実質的に県の方針案のとおりとなっている。地方の自主性・主体性を尊重する趣旨であれば、「山村振興基本方針」同様、協議を廃止し、提出のみとして支障はないものとする。

また、国との協議には、調整に時間を要していることから、手続きの簡素化を求めるものである。

協議を廃止できないのであれば、次善の案として、事前協議・正式協議の手続きを一本化するなど、策定スケジュールの緩和に資する新たな方策導入を期待する。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

都道府県の計画策定スケジュールが短縮化され、市町村における計画策定事務がスムーズになるよう、前向きな検討を願いたい。

各府省からの第2次回答

市町村計画及び都道府県計画に基づき行う事業に対しては国の各種特別措置が講じられ、過疎地域自立促進方針はこれらの計画の大枠となるものであるため、国の事前関与が必要である。また、市町村、都道府県の施策と国の各分野の関連施策との整合性を確保するためにも、過疎計画自立促進方針への各府省庁の事前関与が必要である。過疎地域自立促進方針に関する同意を要する協議は、唯一の国の事前関与であるため廃止することはできないと考える。

過疎地域自立促進法においては、自立促進方針における同意を要する協議が、国による必要最低限の唯一の事前の関与であるのに対し、山村振興法においては、主務大臣が、山村振興基本方針の作成に関し、都道府県に勧告すること(法第9条)が可能であることから、山村振興基本方針策定に係る主務大臣への同意協議が事後報告化されたものである。したがって、山村振興法と同様に扱うことはできないものとする。

なお、国としても、過疎地域自立促進方針の策定に係る事務をスムーズに行えるようにすることには賛成であり、事前協議と正式協議を一本化することについては、検討してまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	227	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化				
提案団体	宮城県				
制度の所管・関係府省	総務省、農林水産省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。
この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。
そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、遺漏なく事務を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するためにも軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするように求めるもの。

根拠法令等

過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項
平成22年12月22日付け総行過第143号、22農振第1730号、国都地第71号

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

市町村計画はあらかじめ都道府県とその内容について協議をすることとされている(法第6条第1項)。
市町村が実際の過疎対策を講ずる場合には、都道府県の密接な連携と都道府県の広域的見地からの施策が不可欠である。市町村と都道府県が市町村計画について協議することによって、都道府県の施策との、さらには他の諸施策との整合性が図られ、都道府県・市町村等が一体となって過疎地域の自立促進、ひいては、美しく風格ある国土の形成を推進することとなる。
市町村が事業を中止又は大幅な事業量の減について変更の手続きをしようとする場合についても、他の諸施策との整合性を図って都道府県・市町村等が一体となって過疎地域の自立促進等を推進する観点から、都道府県との事前の協議を要するものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

特に意見なし

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案に賛同する。
また、市町村計画の変更に当たり、「事業の追加又は中止」、「事業費の増減」については、計画全体に影響を及ぼすものではなく、計画内容が大幅に変わるものとは言い難い。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	153	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲				
提案団体	鳥取県・徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第15条において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第6条の2)の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合の策定権限を市町村へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

市町村合併を経て、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域が多くなってきており、合併による市町村の広域化に伴い、これまで以上に市町村の主体性を拡大させ、より地域の実情に沿った都市づくりを実現していくことができるような制度とする必要がある。

※鳥取県:19都市計画区域のうち、17都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結。

上記市町村の広域化を背景として二重行政の解消等の観点で、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)に関する都市計画の策定権限については、「第四次分権一括法」において、単一の市町村の区域を超える広域的見地からの調整機能や関連制度との整合性が確保される場合、指定都市においては移譲されることとなった。

これについて、二重行政の解消といった趣旨であることを踏まえると、上記条件を満たすのであれば、指定都市に限らずその他の市町村においても移譲すべきであるから、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域においては、マスタープランの策定権限を市町村に移譲して頂きたい。

※都市計画区域マスタープランの策定権限が市町村に移譲された場合、国の関与(都市計画法の手続きにおける国協議~同意)が廃止されることから、より地域の主体性が拡大される。

※市町村が都市計画区域マスタープランと都市計画決定する際、都市計画法19条3項による県協議が必要であるため、県の広域的調整は担保される。

【具体的な支障事例】

都道府県が都市計画区域マスタープランを策定する場合は、関係市町村の意見を尊重しながら策定することとなるため、特に単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域の場合、都市計画区域マスタープランと市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という。)とでは、基本的な方向性はほぼ同文となり、市町村マスタープランに限り地区名、路線名が記載される等具体的な地区における方向性が記述されるというのが実態である。

根拠法令等

都市計画法第15条第1項第2号

本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることとされている。

都市計画区域マスタープランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、それらの都市計画には、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する都市計画も含まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。

また、都市計画区域マスタープランを定めるにあたっては、広域的観点を確認するため、必要に応じ、隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案することが望ましいことから、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。

この点、指定都市については、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して都市計画区域マスタープランを定める能力があることから、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号。第4次分権一括法。)において一の指定都市の区域の都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランの決定権限を移譲したところであり、指定都市以外の市町村における都市計画区域マスタープランについては、引き続き都道府県が定めることが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案の趣旨は、単一の市町村内で完結する、単発的・独立的な市街地(例:中山間地の拠点地区)としての都市計画区域に限って、策定権限を移譲するものであり、広域的な観点での調整の必要性は低いと考える。

また、指定都市であっても広域的な観点での調整は必要であるにも関わらず、都道府県に準じた都市計画決定権限があることを理由に第4次一括法で権限移譲がなされており、広域的調整を理由に移譲を拒むのは適当でない。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

前回回答のとおり。

なお、都市計画区域マスタープランは、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定される都市施設に関する方針なども含めて都市計画区域全体の基本的方向性を示すものであって、必要に応じて隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外の現況や今後の見通しを勘案し、都市計画区域内の市町村の合意形成とともに広域的な課題の調整を図られるよう策定されるべきものであり、都市計画区域の指定を行う都道府県において決定することが適切である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	771	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【本県の状況】

本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。

【移譲による効果】

淡路地区ではこのように、国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽減が見込めるとともに、集客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。

根拠法令等

都市公園法第2条の3

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園については、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から整備を行っている。既供用区域を管理する過程で明らかになった利用状況や技術的知見を未供用区域の整備に反映させ、また、供用後も利用状況をふまえ施設の追加整備を行うなど、部分区域の供用をもって整備が概成するものではない。さらに、既供用区域と未供用区域にまたがる施設(上下水道等)もあり、既供用区域のみを切り分ける前提とはなっておらず、整備と概成までの管理は密接に関連している。以上より、整備中のイ号公園の一部の供用区域の管理権限のみを移管することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・移譲された既供用区域を管理する過程で明らかになった利用状況や技術的知見を未供用区域の整備に反映することができるように、調整会議等において協議することで、対応は可能である。
・また、既供用区域と未供用区域にまたがる施設については、管理区域を明確にすること等により対応は可能である。

全国知事会からの意見

手挙げ方式により、一部が概成している国営公園について、当該部分を移譲するべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園については、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から整備を行っている。
仮に整備中のイ号公園の一部の供用区域の管理権限のみを移管した場合、既供用区域の追加整備を行う者と管理を行う者が異なり、多大な調整が必要となる。また、既供用区域と未供用区域にまたがる施設(上下水道等)の管理についても、事業主体が二者となることにより、維持補修や大規模更新における工事実施の調整を都度行うなど事務の効率化が損なわれ、円滑な事業実施に支障をきたす。
したがって、一部が概成している国営公園について、当該部分を移譲するべきであるとの意見については、前回の回答のとおり、国営公園については、部分区域の供用をもってその部分の整備が概成するものではないことから、当該部分のみを移譲することは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	374	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。

【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き
同法施行令第3条第4号ア

1 農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、

- ・ 一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域
- ・ 既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市

については、法の対象地域から外すこととしたものである。

2 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業者率が全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。

3 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する」としたした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。

A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業者率とも全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している。

法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。

A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考える。

平成の大合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したものの思料。

財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているわけではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の合併前の財政力指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと資料。

農工法においては、

- ・ 原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするとともに、
- ・ 人口10万人から20万人までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業者率を基準として法の適用の可否を判断しているところ。

このため、合併により20万人を超えたという事実のみをもって、法の対象から外れたと解釈するのではなく、今般の事案においては、A市のように、例外としての取扱いが無くなると解釈すべきである。

また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は市町村内の一定の地域ではなく、土地利用のあり方等を勘案し、当該地方公共団体全体で考えるべきものである。以上により、要件の緩和は困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	243	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、国土交通省、総務省				

求める措置の具体的内容

市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。

市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。

【懸念の解消】

本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることとあり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。

根拠法令等

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項

農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)は「農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項」及び「農林業生産の基盤整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備で促進事業に関連して実施されるものに関する事項」から構成されるが、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、「促進事業の実施に関する事項」のみ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされている(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。

このように、基盤整備計画の作成又は変更について、全体協議ではなく、部分協議としているのは、

1 市町村中心の地域の自主性を生かした農林業等の活性化を目的としているため、全てを協議対象とすることは適切でないこと

2 しかしながら、促進事業の実施に関する事項は、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外される農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項(法第4条第4項)を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事は、特に広域的な観点から調整を行う必要があること

によるものである。

したがって、同法による都道府県知事への協議・同意の義務付けは存置する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

所有権移転等促進計画については、法第8条第4項により都道府県知事の承認手続が定められていることなどにより、広域的な観点からの調整を図ることができるため、基盤整備計画に係る都道府県の協議・同意は不要と考える。

(農地転用については、全市町村の3割弱、本県においてはすべての市町で事務処理特例条例により実施)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)のうち、農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項については、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外となる農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事が特に広域的な観点から調整を行う必要があることから、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされているところである(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。

なお、所有権移転等促進計画に係る都道府県知事の承認(法第8条第4項)は、個々の農地転用等に係る所有権移転等に対する承認であるため、促進事業の実施に関する事項に係る特に広域的な観点からの調整に替えることのできるものではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	424	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工業用水の用途拡大に関する規制緩和				
提案団体	熊本県、福岡県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の乖離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続が供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。
植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。
工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。
雑用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。
【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。

根拠法令等

工業用水道事業法第2条
河川法第23条

河川法第23条に基づく流水の占有は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。

河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる河川の流水には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間の円滑で円満な水利秩序を維持するため、流水の占有を行いたい場合は河川管理者からの許可が必要となっている。

ある特定目的を達成する以上に不要となった河川の流水を引き続き許可し続けることは、他に必要な水利使用の申請がなされた際に新たに許可を付与できないこととなり、望ましい水利秩序を乱すおそれがあることから、本要望については応じられない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

工業用水未利用水の雑用水への暫定的利用については、これまで国でも施策を実施されていると認識しているが(※)、その対象範囲を広げることは、さらに水資源の有効活用に資するものと考えており、現在、経済産業省において工業用水の雑用水供給に係る制度改革等(供給条件の緩和等)を検討されており、水利権の弾力的な運用についてお願いしたい。

また、災害時の一時的な他用途利用(消防用水、飲用等生活用水等)については、国土審議会水資源開発分科会調査企画部会の「今後の水資源政策のあり方について(中間取りまとめ)」において「大規模災害時等危機時まで含めた水の確保」が必要とされている。実際の災害時に、関係機関が協力して迅速に対応するためには、事前の準備(協定の締結等)が必要であり、工業用水の許可水利権の範囲内で災害応急対策に活用することは、防災上非常に有益なことであることから、水利権の弾力的な運用を要望するものである。

なお、本県で運営している有明工業用水道事業は、水源確保のために参画した国の多目的ダム建設事業に伴う建設負担金が当初の4倍増(有明工業用水道事業費の9割)となったこと、当初予定していた工業用水を利用する企業の進出が進まず、結果として収入が伸びていないこと等、厳しい経営状況下にある。このように構造的な赤字体質の中で、経費削減や上水道への一部転用による事業規模適正化等の経営改善策を行っているが、依然、多額の赤字が発生し、経営を圧迫している。このような状況の中、本来の目的どおり、工業用水としての利用を踏まえつつ、未利用水について有効活用の観点から、雑用水としての利用等も含め、その努力を行っているところである。

※ 国土交通省 第5回「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的な水資源管理のあり方について」研究会資料3「雑用水利用の現状と課題」参照

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

- 河川法第23条に基づく流水の占有は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされており、必要な限度以上の流水を引き続き占有することは認められない。
- なお、要望にあるように雑用水として使用したいのであれば、工業用水の水利権を減量し、新規に許可を取って頂きたい。
- その場合は、工業用水の許可申請に使用した河川環境の調査や取水施設等のデータを活用することで、簡素な手続にできる場合もある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	70	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	改良住宅の譲渡処分に必要となる国の承認権限を都道府県へ移譲				
提案団体	草津市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

- ①耐用年を経過した改良住宅の承認権限の移譲
公営住宅法施行令第12条に規定する耐用年を経過した改良住宅について、公営住宅法第44条第1項中「国土交通大臣」を「都道府県知事」に改める改正を行う。この改正により、国土交通大臣の承認権限がなくなるために、当該承認権限を地方整備局長に委任している公営住宅施行規則第24条第3項の規定を削除する改正を行う。なお、改良住宅には、住宅地区改良法第29条第1項で公営住宅法第44条が準用される。
- ②耐用年を経過した改良住宅への国の関与の確保
改良住宅等管理要領(昭和54年5月11日建設省住整発第6号)第16第9項(改良住宅の用途廃止に関する規定)のように、改良住宅の譲渡が完了したことの報告をもって国の関与があったものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- 【制度改正の必要性】
草津市では、これまでのところ改良住宅の譲渡の実績がないことから本市における支障事例はないものの、まもなく耐用年を迎える改良住宅の譲渡に着手する予定である。
ただ、改良住宅の譲渡に向けての事前協議を滋賀県に申し入れてから国土交通大臣の改良住宅の譲渡の承認を得るまでに4か月から5か月を要するとする他市の事例を確認しており、4か月から5か月もの長期間の事務手続き中に、改良住宅の譲渡を受けようとする者の気が変わり、譲渡を受けることを取りやめしてしまうことを危惧している。
この危惧を解消する方法として、承認権限を国土交通大臣から都道府県知事に移すことにより、都道府県との事前協議から国土交通大臣の承認を得るまでの期間を短縮する方法が考えられる。
- 【制度改正の効果】
期間が短縮されれば、譲渡を受けようとする者が譲渡を受けることを取りやめるおそれが低減し、譲渡がより推進されやすくなる。
また、耐用年を過ぎた改良住宅は、補助事業の目的を一定果たしており、国の関与が弱められることに合理性があると考えられる。

根拠法令等

住宅地区改良法第29条第1項、公営住宅法第44条第1項

補助事業等による取得財産等の処分については、補助金適正化法第22条による財産処分の制限を受けている。同条の趣旨は、補助目的の完全達成を図るため、原則として交付行政庁の承認を受けずに、補助事業者等が補助目的に反する取得財産等の処分を禁止するものである。

一方、住宅地区改良法は、不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進することを目的としており、改良住宅は当該政策目的のために、国の補助を受け、供給されるものである。住宅地区改良法第29条において準用することとされている公営住宅法第44条の規定については、上述の補助金適正化法第22条と同趣旨であると解されるところ、補助事業による取得財産たる改良住宅の譲渡処分を行うことは、補助目的つまり住宅地区改良法の目的に反する処分であり、補助金適正化法第22条と同様に、交付行政庁(国土交通大臣)がその承認を行うべきであると考えられる。よって、当該承認権限を交付行政庁ではない都道府県知事に移譲することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「補助事業による取得財産たる改良住宅の譲渡処分を行うことは、補助目的つまり住宅地区改良法の目的に反する処分であり、補助金適正化法第22条と同様に、交付行政庁(国土交通大臣)がその承認を行うべき」とのことであるが、補助金適正化法施行令第14条第1項第2号で「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合」には財産の処分の制限を適用しないとされている。

他方、住宅地区改良法第29条第1項で準用される公営住宅法第44条第1項では、管理主体が改良住宅の譲渡をする場合は、改良住宅の耐用年限にかかわらず国土交通大臣の承認が必要であるものの、同条第3項の規定で、国土交通大臣が定める期間(耐用年限と同期間)を経過した改良住宅の用途廃止については、国土交通大臣の承認は不要となっている。

つまり、用途廃止をしたうえで、管理主体の判断で譲渡すれば、国土交通大臣の承認が不要となると解されるが、同法に譲渡の手続きの規定があるにもかかわらず、用途廃止をして譲渡することは、同法の趣旨を逸脱し、採用することは困難であると考えられる。

したがって、「交付行政庁ではない都道府県知事に移譲することはできない」との貴省回答も踏まえ、都道府県に当該承認権限を移譲するのではなく、耐用年限が経過した改良住宅の用途廃止に関する法の対応とのバランスを考慮して、補助金適正化法、住宅地区改良法及び公営住宅法それぞれの趣旨に鑑み、耐用年数を経過した改良住宅を譲渡処分する場合に限り、当該承認権限を廃止するとともに、国に対しては事後の報告を行うこととすることで国の関与があったものとするよう、見直していただきたい。

全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

ご提案の「耐用年数を経過した改良住宅」については、住宅地区改良法第29条第1項等の規定により用途廃止を行った上で、草津市のご判断で譲渡処分することは可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	409	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	市(特別区を含む)が建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・枠付けの見直しにより、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画施設内の建築許可事務についても、規模に係わりなく都道府県知事から市長に移譲されている。

しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取り組みを結果的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。

ちなみに、同法第97条の3に基づき確認権限を延べ面積1万㎡以下に制限された建築主事を設置している特別区では、市並みの建築主事の設置について東京都と意見を交わしてきた(都区のあり方検討委員会幹事会)。その中で、東京都側は広域調整の必要性を主張し権限移譲を否定しているが、特別区の区域は、東京都市計画として既に一体的に整理がされており、各特別区において当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることは有りえない。また、指定確認検査機関による確認検査が質・量ともに年々が充実してきている状況も踏まえると、特別区に権限移譲しても過大な業務負担となることは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行政庁業務については、延べ面積の如何に係わらず、地元自治体である特別区が地域住民に対して責任を果たしていくしかない。知事同意の規定の廃止と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体の権限移譲が進捗するものと期待する。

根拠法令等

建築基準法第4条第3項、同法第97条の3

本提案は、すでに過去の議論(平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」及び同閣議決定を受けた地方分権第2次一括法(平成23年法律第105号)における議論)において見直しを行わないという結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論においては、都道府県と市町村で要綱などを含め建築関係規定の運用全般について整合性を図る必要があること、本条項については平成11年の分権一括法により、同意付協議であることを明確にするため「同意」が追加されたこと等から、見直しを行わないこととなっている。

なお、ご指摘の都市計画法上の市が都市計画を決定する際の都道府県知事の同意においては、平成21年12月15日閣議決定(「地方分権改革推進計画」)において結論を得たものであり、同閣議決定を受けた平成23年の地方分権第1次一括法(平成23年法律第37号)による都市計画法改正以降、事情変更等は認められないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告を基本とし、同意は不要とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

○ 建築基準法(以下「法」という。)第4条第3項において協議・同意を必要としているのは、建築基準法の基準は建築物の安全等を確保するための最低の基準であることから、市町村の事務執行のための人的・物的体制が不十分な状態で建築主事が置かれ、不適正な事務執行が行われた場合、直ちに国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがあること等から、都道府県の建築行政の責任者である都道府県知事が市町村の事務執行が適正に行われることを確認し、同意することが不可欠であるためである。

○ また、特別区については、一定の範囲内の事務について、法第97条の3に基づき協議・同意手続を経ずに建築主事を置くことができることとしているところである。なお、同条に関する提案については、全国知事会より事務配分の協議中であるため慎重な対応が求められているところ(提案事項397)である。

○ 以上の状況を勘案すれば、現時点において、改正は困難と考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	35	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の策定義務の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都道府県に対する土地利用基本計画の策定の義務付けを廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」という)と土地利用の調整に関する事項を示したもの(以下「計画書」という)で構成されており、国土利用計画法(以下「法」という。)第9条第1項において、都道府県による策定が義務付けられている。この土地利用基本計画は、国土利用計画(全国計画及び県計画)を基本とするとされており、計画書はその内容を反映させているにすぎず、この点、国土利用計画があれば十分と言える。また、計画図については、個別規制法との一体性が確保されることが重要とされているが、実態としては、個別規制法による地域・区域に合わせたものにすぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも「後追い計画」との批判が多い。

なお、本県では、個別の土地開発事業等に関する具体的な土地利用については、要綱設置した土地利用に関する庁内の会議(愛知県土地対策会議)において、部局を跨って審議することにより、個別規正法の総合調整を図っており、土地利用基本計画によらず、個別規正法の総合調整機能を果たしている。

【支障事例】

以上のように、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏しいが、計画の策定及び変更、管理(審議会にかけると必要のない1ha未満の計画図変更についても、絶えず、個別規制法による諸計画に合わせて修正していかなければならず、修正件数は年間100件以上ある。)にあたり、多大な事務量が生じている。

根拠法令等

国土利用計画法第9条第1項

本提案は、すでに過去の議論(平成21年の地方分権改革推進委員会第3次勧告)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論においては、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、「私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠となる計画を策定する場合」である等として、義務付け・枠付けの存置を許容する場合に該当するとの結論が得られている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

土地利用基本計画は、国土利用計画法第16条第1項第3号等の規定において、土地取引規制の直接的な根拠となりうるものであるが、規定上は「土地利用基本計画その他土地利用に関する計画」とされており、実務的には、個別規制法の土地利用に関する計画により規制している。

また、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」(平成25年3月22日)においても、「土地利用基本計画は規制措置を個別法に委ね、かつ、個別法には独自の地域指定要件があり、実質的には土地利用基本計画独自の視点での運用は困難である。このため、土地利用基本計画の最低限の機能は、①情報共有を通じた総合調整と②今後の土地利用に係る大所高所の視点からの問題提起を行う場であると整理した。」(P.3抜粋)とされており、実質的に、土地取引規制についても、個別規制法の土地利用に関する計画があれば足りるものと考えられ、土地利用基本計画が策定されなくても、土地取引規制に支障が生じることはないものと考えられる。

以上から、土地利用基本計画は、「私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠」として必ず策定しなければならないものとは考えられないため、同計画の策定義務を廃止しても支障はないものとする。

全国知事会からの意見

土地利用基本計画の策定は都道府県の自主性に任せ、任意の計画とするべきである。

国土利用計画法においては、「土地利用基本計画の作成」により「総合的かつ計画的な国土の利用を図る」ことを目的としており、土地利用基本計画は、各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている。他方、土地利用の規制又は誘導に関する個別規制法による計画ないし規制は、本来的にそれぞれの立法趣旨を背景とした各個別の観点からの必要性に基づいて土地利用のあり方を定めるものであるため、個々の制度における調整規定により調整等を行っているものの、制度上は土地利用の基本方向を示す基本となるべき共通の部分に欠けており、そのため、個別行政の枠を踏み越えた総合的な地域空間計画を一元的に再編成し、客観的な土地利用の可能性を評価する土地利用基本計画の策定が必要となる。

また、この総合調整機能に鑑み、土地取引規制の観点から、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、「私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠となる計画を策定する場合」である等として、義務付け・枠付けの存置を許容する場合に該当するとの結論が得られたところ。

なお、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、運用改善に努めている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	176	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取・報告への変更				
提案団体	鳥取県、京都府、大阪府				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取・報告へ変更する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要している。

具体的には、現在の手続きフローである①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議を、①市町村意見聴取→②国への意見聴取(国意見の計画への反映)→③審議会諮問→④国への報告に変更することにより、2重の手続きが解消され約1か月間の期間短縮が図られる。

【制度改正の必要性】

国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、予め調整が必要であることなどを挙げているが、都市計画法第18条の規定による都市計画決定時の市町村意見の聴取と同様に、大臣意見を聴取する制度とすれば調整は可能になる。また、審議会意見が付された場合には、再度、国への意見聴取を行うことにより適切な計画の策定が可能であると考えられる。

根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、14項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。
なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を図ることは可能であり、あわせて事務処理の効率化も実現すべき。
なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、第1次一括法による見直しでは不十分である。

全国知事会からの意見

土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。
このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分である。
また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。
加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。
なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	246	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)

協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。

【懸念の解消】

国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。

事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものとする。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。

根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、第14項

本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。
なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、これまでの見直しでは不十分である。
現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を担保した上で、加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。

全国知事会からの意見

土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。

土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。
このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分である。
また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。
加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。
なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	718	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更				
提案団体	栃木県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更のうち、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、農業的土地利用を図る必要がなくなったことによる農業地域の縮小(市街化区域編入)、農業振興事業の実施に伴う農業地域の拡大、林地開発に伴う森林地域の縮小、自然環境保全に伴う自然保全地域の拡大等)は、国と協議を要することとされている。

土地利用基本計画は、都道府県レベルの土地利用調整等に関して都道府県が策定しているもので、また、計画図の変更案件については、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了している。さらに、知事の附属機関である栃木県国土利用計画審議会において、多方面からの意見聴取を行っており、国との協議自体が形式的なものとなっていることが多いため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とするべきである。

【支障事例】

計画図変更に伴う国との協議は、年1、2回であるが、案件毎に提出書類(※)を作成しなければならず、事務負担軽減の観点からも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。なお、今後は、メガソーラー事業に伴う森林地域の縮小案件の大幅な増加が予想される(平成26年度は、森林地域の縮小案件5件のうち、3件がメガソーラー事業に伴うものであり、平成27年度は、20件程度が予想される)。

(※)提出書類:変更内容総括表、変更地域別概要、変更区域図(縮尺5万分の1)、変更区域図(縮尺10万分の1)、市町村・国土利用計画審議会への意見聴取の結果

根拠法令等

国土利用計画法第9条第14項

本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。
なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

計画図の変更案件は、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了しているため、計画図変更の協議は、実質的に各個別規正法の手続きと重複した手続きとなっていることが多く、そのため、形式的なものとなっている。
また、土地利用基本計画は、都道府県が土地利用調整等に関して必要な事項を策定しているもので、さらに、知事の附属機関である都道府県国土利用計画審議会において、多方面からの審議を行い変更されるものである。
このように、計画図の変更案件については、各個別規制法による国の関係機関との事前調整や都道府県国土利用計画審議会での審議を経ていることから、「国との調整が不可欠である」とは言い難いため、各個別規正法の手続きとの重複を避け、事務処理の簡素化・迅速化を図る上でも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。

全国知事会からの意見

土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。

各府省からの第2次回答

土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。
このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分である。
また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。
加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。
なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	820	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更				
提案団体	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要とされる、都道府県から国土交通大臣への協議について、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議することとなっている。当該協議は、第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、改正後も協議が必要である。

【支障事例】

この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は4週間、本協議は2週間を目途としていところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。

また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各省庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば地域森林計画の変更を行う場合、森林法第6条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と同内容であることから、これに重ねて国土利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通省を通じて協議しなくてよいのではないかと考えている。

【制度改正の必要性】

国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。

根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項

本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。
なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・そもそも同意を要しない協議にどのような合理性があるのかが不明である。
・第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、この「同意を要しない協議」においても、実態的には事務処理に相当の期間を要している。

全国知事会からの意見

土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。

土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。
このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分である。

また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。

加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。

なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	967	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。

【懸念の解消】

国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。
事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものとする。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。

根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、第14項

本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。
なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、これまでの見直しでは不十分である。
現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を担保した上で、加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。

全国知事会からの意見

土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。

土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。
このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分である。
また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。
加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。
なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	36	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用審査会委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

実情に即した審議会運営を行うため、都道府県知事が行う土地利用審査会委員の任命・解任に当たって、都道府県の議会の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

土地利用審査会については、私人の土地取引を規制する権限を有し、国民の財産権の制約に関してきわめて大きな影響力を持つため、その任命・解任については都道府県の議会の同意が必要とされている。しかしながら、実際に、土地取引に関して都道府県知事の許可が必要となる規制区域については、制度創設以後、指定された区域は存在せず、議会同意を必要とする理由はない。また、国土利用計画法と関連の深い、都市計画法に基づく「開発審査委員会」などにおいて、議会同意が義務付けられていないことと比べると、他の審議会との均衡を失っている。

【現行制度の支障事例】

議会同意に係る事務手続きは5カ月程度要し、長期間の事務処理負担を強いられる上、任期途中で欠員が生じた場合、議会同意の制約により迅速な任命・解任が困難なため、審査会において適切な土地利用目的の審査ができず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

根拠法令等

国土利用計画法
第39条第4項、第7項

本提案は、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」の議論)において結論が出ていると承知している。

土地利用審査会は、開発審査会と異なり、私人の土地取引を規制する権限を有しており、国民の財産権の制約に関してきわめて大きな影響力を持つことから、その委員の任命等に際しては都道府県の議会の同意が必要とされているものである。

また、開発審査会の主な事務は、都道府県知事等が行った開発許可の処分に対する審査請求の裁決であり、土地の区画形質の変更等の事実行為を規制するものであるのに対して、土地利用審査会の主な事務は、規制区域の指定の確認等を行うものであり、同区域内における土地取引契約という法律行為に規制をかけるもの、つまり土地所有の内容である処分権に規制をかけるものであるという点において大きく異なる。

一方、委員の選任について議会の同意を要する機関には、土地利用審査会のほか、公安委員会、教育委員会、収用委員会などがある。このうち土地利用審査会と同様に土地に関する権利を取り扱う収用委員会は、財産権に対する大きな影響を与える権限を担うことから、その委員の選任には議会の同意を必要としている。

土地収用においては、収用委員会の裁決に先立って、国土交通大臣又は都道府県知事が事業認定を行うこととされており、起業者の事業を遂行する意思・能力、土地を収用する公益上の必要性など事業の適格性を判断するとともに、収用の対象となる土地が特定される。その上で収用委員会は、裁決申請の対象となる土地が事業認定を受けた事業の対象区域に含まれるか否か、補償額や権利取得の時期が適正か否かを判断するものである。

これに対して、土地利用審査会は、規制区域の指定等についての確認(確認が得られなければ指定の効力は失われる。)や規制区域における土地取引等の許可申請に対する不許可処分について不服申立てがあった場合の裁決、監視区域の指定や監視区域内の勧告への意見申出などを行うものである。

収用委員会が都道府県知事の事業認定後、事業区域内のうち決裁申請された個別具体の事案にその権限を有しているのに対し、土地利用審査会は、個別具体の事案に権限を有していることに加え、区域指定に関する権限も有している。

以上のような土地利用審査会の権限に鑑みれば、土地利用審査会の委員任命にあたって議会同意をなくすことは、きわめて困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

土地利用審査会は、公安委員会、教育委員会、収用委員会等の行政委員会とは異なり、附属機関である。

制度創設以来、指定されたことがない規制区域を除けば、主な役割は、都道府県知事が監視区域の指定や土地取引の届出についての勧告をするなどの場合に意見を述べることである。

規制区域についても、都道府県知事が区域の指定をする際に審査会の確認が必要であったり、不許可処分に係る審査請求の裁決を行うなどの役割を担うことになるが、裁決については、国土交通大臣に再審査請求もできることから、これらをもって財産権の制約に大きな権限を有するものではない。

このため、土地利用審査会は他の附属機関と異なるものではないことから、委員の任命・解任に係る議会の同意を不要としても支障ないものとする。

土地利用審査会の委員について、議会の同意を得て任命されることとされている趣旨については前回お示ししたとおりである。

規制区域制度については、これまで指定実績はないが、国民の財産権の制約に関して極めて大きな影響を与えるものであり、土地利用審査会の権限に鑑みれば、土地利用審査会の委員任命に当たって議会同意をなくすことは困難であるとする。

今後とも、委員任期の延長や審査会開催方法の簡易化などの事務負担軽減や、土地利用審査会の活用に関する情報共有が図られるよう、きめ細かに相談等に対応してまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	81	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲				
提案団体	松前町				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は市町村が定めるものとする

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。

そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。

都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代とは大きな隔たりがあり、区域区分制度を画一的に適用する合理性はなくなっている。

また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづくりを行ううえでの阻害要因となっている。

もちろん無秩序な開発等は抑制しなければならないが、土地利用の誘導を基礎自治体が行うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独自のまちづくりを展開することが可能となり、地域の活性化につながるものとする。

そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると考え、都市計画法第15条の改正を求める。

【制度改正によって生じる懸念に対する方策】

区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町との調整を図る機関が必要であると考え、関係する首長や有識者等で構成する広域調整協議会等を設立し、広域的な調整を図りたいと考えている。

根拠法令等

都市計画法第15条第1項第2号

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

基礎自治体の都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即したものになっているため、区域区分については地域の実情を勘案しながら基礎自治体において定めることが適切であると考えている。

他にも類似の提案がされており、「元気で豊かな地方の創生」を目指すためには、議論の段階で基礎自治体の意向を反映することを望む。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

前回回答のとおり。

現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととされていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ。このほか実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	82	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲				
提案団体	新座市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画を定める根幹となるものであることから、本来は地域の実情及び課題を熟知した上で都市の将来像を描くことができなければ、適切に決定又は変更をすることは困難と思われる。

また、超高齢社会を迎えようとする中で、都市間競争の激化が想定されており、根幹的な都市計画こそ、基礎自治体である市が、自らの理想と責任において定められるようにすることで、基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な都市を創造することができるのではないかと考える。

よって、区域区分決定に係る権限について、市への移譲を希望するものである。

【制度改正によって生じる懸念に対する方策】

なお、県のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、区域区分はもちろんのこと、市の定める都市計画はこれと整合を図る必要があることから、もし市が区域区分の決定権限を有しても、広域的な見地は担保されるものと思われる。

根拠法令等

都市計画法第15条第1項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	658	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲				
提案団体	八王子市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」に基づき、第2次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。また、平成25年12月20日閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、第4次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。

【支障事例】首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の高尾山インター―相模原愛川インター間の開通に伴い東名高速道路、中央自動車道及び関越自動車道をつなぐ新しい大動脈ができる。また、八王子西インター近くの約172ヘクタールについて、物流拠点として整備を進めている。このインターを含めた一団の土地は市街化調整区域に定められており、今後、市街化区域に編入をする予定である。このように、八王子市を取り巻く交通環境は大きな転換期を迎えるとともに、郊外の都市基盤施設も大きく変わった。これからは、地域の実情に合わせたきめ細やかな都市計画の変更が急務となる。

【制度改正の必要性】上記の社会・経済活動の背景を踏まえて、土地利用のコントロールの基となる市町村都市計画マスタープランを定めている市に対して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分について決定する権限を移譲することで、従来から処理している事務と一体的かつ総合的に行うことが可能となる。また、迅速な都市計画行政及び基礎自治体として地域の特質を活かした土地利用の誘導等が可能になる。

【懸念の解消策】懸念は特になし。

根拠法令等

都市計画法第15条第1項、第87条の2第1項

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところ。

この点、指定都市については、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して区域区分を定める事務執行能力が高いことから、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。第2次分権一括法。)において、区域区分に関する都市計画決定権限を指定都市に移譲したところであり、指定都市以外の市町村における区域区分については、引き続き都道府県が定めることが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定都市に移譲できる理由である「区域区分を定める事務執行能力が高い」という点は、地域の実情に応じたきめ細かな都市計画決定ができる市に広域的な観点が求められる場合には、必要に応じて都道府県と連絡調整を行い事務を進めることで問題が解決できるため、市においても対応が可能と見料する。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

前回回答のとおり。

なお、指定都市は、人口・産業及びそれに伴う都市的土地利用・公共施設整備が極めて集中しており、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して区域区分を定める事務執行能力が極めて高いことから「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。第2次分権一括法。)において、区域区分に関する都市計画決定権限を指定都市に移譲したところであり、指定都市以外の市町村における区域区分については、引き続き都道府県が定めることが適切である。

現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ。実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、都と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	839	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲				
提案団体	茨城町				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。
現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせた運用ができるように所要の措置を求めます。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【本町の可能性】
本町は、県都水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網の整備を中心に優れた都市的機能を有し、さらに大洗港やひたちなか港、そして平成22年3月に開港した茨城空港など、陸、海、空の交通アクセスに恵まれたポテンシャルの高い町として、県央地域の枢要な地位を占めつつあります。

【制度改革の必要性】高度成長期につくられてきた市街化区域や用途地域の指定が現在、産業の振興や活性化を図る上でのひとつの障壁になっています。近年の社会経済情勢下で徐々に増加している空き地などの土地活用が円滑に進まず、土地を有効に活かすことができなくなっています。都市計画法第15条第1項の定めにより町に区域区分の決定権がないため、土地の取得希望者が現れても用途指定があるために期待する目的に使用できない、町内に定住を希望する者がいても家を建てられないため町外に出ることを黙認しているほかないという問題があります。かつて、効果的利用と乱開発の防止を目的として定められ有効に機能していた制度が、時代背景が180度変わった今日ではむしろまちづくりや土地活用上の大きな足かせになっているのが現実です。これは紛れもなく町にとっての大きな損失です。

【制度改革の効果】貴重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の活性化を図る土地政策を行うことが可能になる。

【まとめ】
については、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。

根拠法令等

都市計画法第15条第1項

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

経済成長時代につくられた法律の基本形は、現状の地方の社会経済情勢にはそぐわなくなっている。特に人口減少に悩まされている市町村においては、できるだけ裁量権を緩和し、有効な土地利用が可能な制度に速やかな改正をお願いしたい。現状のままであれば、ますます遊休地が増え、人口減少が加速することになりかねない。土地利用(特に宅地の用途指定)の制約が厳しければ厳しい程、地方はますます疲弊の方向に向かわざるを得なくなると感じている。地方の深刻な実情を勘案して、是非、再検討していただくよう要望します。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

前回回答のとおり。

なお、用途地域に関する都市計画については、第2次分権一括法施行後は全て市町村決定となっており、また、従来から市町村が決定主体である地区計画と用途地域を適切に組み合わせることで活用することにより、地域の実情等に応じた独自のきめ細かな土地利用を実現することが可能となる。

現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ。実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	875	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲				
提案団体	近江八幡市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度の支障事例】

少子高齢化や人口減少が予測される中で、21世紀の市町村単位での生き残りをかけ、緊急的に各種施策を取り組むことが必要である。その手法の一つである土地の有効活用を実施する際、都市計画の区域区分の権限については都道府県がもっているため、手続き処理や同じ都市計画区域内の市町村との調整等に多大な時間を要することになる。

また、区域区分等の変更をする際、市町村の政策と都道府県の政策の方向性に差がある場合、市町村の独自色が発揮できない。

ただし、都道府県と協議をすることは必要と考える。

【制度改正による効果】

この区域区分の決定(変更)について、市町村が権限をもつことにより、地域の個性や魅力を兼ね添えた政策展開が機動的に実施可能となる。

根拠法令等

都市計画法15条

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「地域主権戦略大綱」の基礎自治体への権限移譲の基本的な考え方の中で、「住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の主体的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。」と記されている。

第1次回答では、過去の議論とのことであるが、区域区分については「国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画」と位置づけられていることから、基礎自治体への移譲事務の議論がなされていないのではないかと。

また、「国の利害に重大な関係があること」の定義について、示していただきたい。

更に、区域区分が一の市町村の区域を越えて指定される広域都市計画区域となっていることから、基礎自治体の主体性が発揮できないことに繋がっている。市町村合併が行われたことから、市においては単独で、町村においては広域の都市計画区域とするなど、都市計画区域の再編についても検討いただきたい。

上記の要望が実現できれば、「義務付け・枠付けの第4次見直し」によって行われた、都市計画基礎調査実施要領の見直しも更なる意味を成してくると思われ、人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化が起こっている激動の変革期の課題に、適切に対応し発展し続ける基礎自治体となることができる。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

前回回答のとおり。

なお、都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮した上で指定されるものである。

現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ。実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	171	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等)

このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。

【過去の検討経緯を踏まえた制度改革の必要性】

当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既にも上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。

これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと。

「一般国道(指定区間外)」及び「一級河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。)については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。

これにより、県民の悲願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。

根拠法令等

都市計画法第18条第3項
都市計画法施行令12条第4号イ及びホ

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。

また、一級河川は、国土保全上及び国民経済上特に重要な水系で政令で指定されており、原則、国土交通大臣が管理を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。

このため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。

なお、一般国道及び一級河川に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)は国ではなく、県が主体的に整備・管理をしており、実質的に県管理道路・河川と相違なく、極力関与はなくすべき。

仮に国の利害に重大な関係があったとしても、個別法(道路法等)において国の審査が行われることから、利害調整を担保することは可能であり、同意協議を廃止しても支障はない。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回回答のとおり。

なお、個別法において、事業内容、事業区域等について個々に調整しているものの、都市の健全な発展や良好な都市空間の形成などのため、例えば国道等の機能により広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置がなされているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点から都市計画案の協議、同意が必須とされており、実際その中で指摘をするケースもある。こうしたことから、一般国道及び一級河川に関する都市計画については国の利害に重大な関係がある都市計画であり、協議、同意は必要。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	965	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等)このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】
都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。

【過去の検討経緯を踏まえた制度改革の必要性】
当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」（以下「標準処理期間通知」という。）において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。

これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと、「一般国道(指定区間外)」及び「一級河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。)については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。

これにより、県民の悲願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。

根拠法令等

都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。

また、一級河川は、国土保全上及び国民経済上特に重要な水系で政令で指定されており、原則、国土交通大臣が管理を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。

このため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。

なお、一般国道及び一級河川に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)は国ではなく、県が主体的に整備・管理をしており、実質的に県管理道路・河川と相違なく、極力関与はなくすべき。

仮に国の利害に重大な関係があったとしても、個別法(道路法等)において国の審査が行われることから、利害調整を担保することは可能であり、同意協議を廃止しても支障はない。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回回答のとおり。

なお、個別法において、施設の整備・管理等に関する固有の内容について個々に国との調整は行われるが、都市計画決定の段階で、例えば国道でいえば広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置となっているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点からの検討が必要であり、当該検討に基づく計画内容の調整のため、国の利害に重大な関係がある都市計画については協議・同意が必要である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	704	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	指定区間外の国道に関する都市計画決定等に係る国への同意協議の廃止				
提案団体	鹿児島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外国道に関する都市計画決定(変更)について、国土交通大臣の協議同意が定められているが、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【規制緩和の必要性】

都市計画法第18条第3項において、都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を決定又は変更するときは、国土交通大臣の同意協議が必要とされ、同法施行令第12条において、一般国道に関する都市計画についても、国の利害に重大な関係があるものと規定されている。

しかし、一般国道に関する都市計画については、国の利害に影響を及ぼさないと考えられる事案であっても、法に基づき国土交通大臣に協議が必要とされているところであり、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。(国との同意協議を要しないと考えられる事案及びその理由は別紙のとおり)

【県管理国道に係る同意協議の事務の実績】

平成10年度から平成21年度:7件

申請書提出から同意までに要した期間は平均して約1か月半であるが、申請前には下協議等があり、それらの協議には数ヶ月要する場合もあった。

根拠法令等

都市計画法第18条第3項、同法施行令第12条

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。

なお、一般国道に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

1 都市計画道路の決定箇所が指定区間外国道のみで構成される場合又は指定区間外国道及び県道で構成される場合の協議について

道路法第12条により「国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う」とされているが、「道路法の一部を改正する法律(昭和39年7月9日法律第163号)」の附則第3項により「当分の間、一般国道(法律改正前の一級国道の区間以外の一般国道)の新設・改築は都道府県又は政令市が行うことができる」とされ、指定区間外国道については、県が維持管理や改築を行っている。

また、「指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し」としているが、当県の種子島及び奄美大島にある国道58号は、島内において他の国道と直接に接続していないところである。

以上の実態を踏まえれば、都市計画道路の決定箇所が指定区間外国道のみ(特に種子島・奄美大島における国道58号の場合)又は指定区間外国道及び県道で構成されている場合、国の利害関係が重大であるとまでは言えないのではないか。(別紙「1」参照)

なお、国土交通大臣への同意等の手続きを廃止しても、国道の新設・改築の内容、状況等については、国庫補助に係る国との協議があることから、国の政策との整合性を図ることは可能であると考え。

2 都市計画道路の変更箇所が指定区間外国道又は県道の場合の協議について

変更箇所が指定区間外国道の場合については、1と同様の理由により、国の利害関係が重大であるとまでは言えないのではないか。

また、一般国道及び県道で構成される都市計画道路において、変更箇所が県道である場合は、一般国道に関する都市計画の変更ではないため、国の利害関係がより重大であるとまでは言えないと考えられることから、国との同意協議は廃止すべきと考える。(別紙「2」参照)

前回回答のとおり。

なお、個別法において、施設の整備・管理等に関する固有の内容について個々に国との調整は行われるが、都市計画決定の段階で、例えば国道でいえば広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置となっているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点からの検討が必要であり、当該検討に基づく計画内容の調整のため、国の利害に重大な関係がある都市計画については協議・同意が必要である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	175	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	鳥取県・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。

【過去の検討経緯を踏まえた制度改革の必要性】当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。

これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。

根拠法令等

都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

個々の都市計画決定においては、都市計画法23条1項で農林水産大臣との協議が義務付けられているので、指摘されているような市街化区域と農業振興地域の混乱が起きるおそれはなく、国土交通大臣との同意協議を廃止しても支障はない。

また、許認可を行う都道府県においても、当然、部局相互で調整を行うので、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は確保される。

全国知事会からの意見

区域区分に関する都市計画策定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。

区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意に当たっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないように適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。